

# 守口市パブリックコメント実施要綱

## 逐条解説

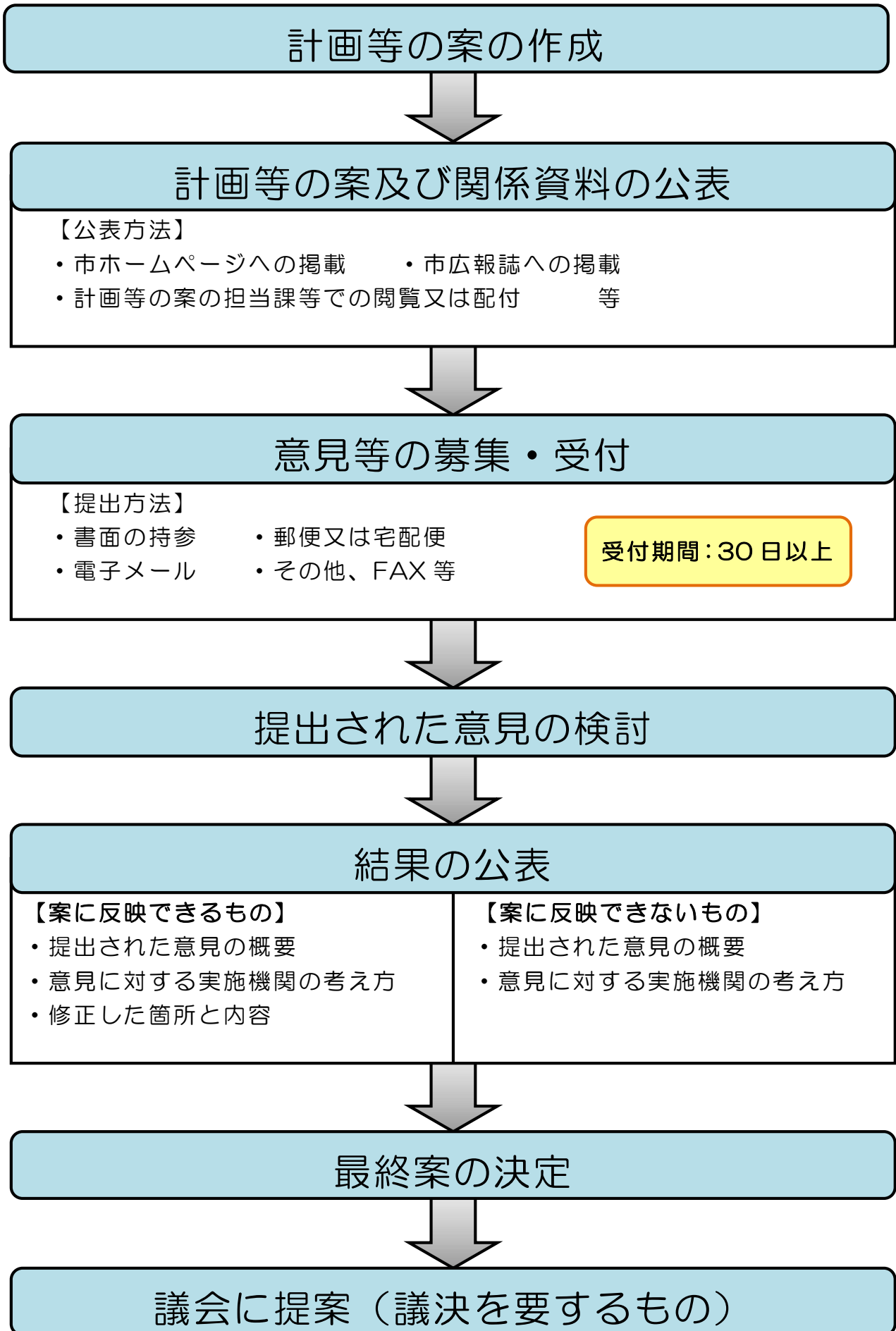
平成 29 年 1 月  
企画財政部企画課

## ■目 次

---

パブリックコメント 実施の流れ	1
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 対象	2
第4条 計画等の案の公表等	5
第5条 意見等の提出	6
第6条 意見等の取扱い	7
第7条 実施状況等の公表	8
第8条 委任	8

## ■ パブリックコメント 実施の流れ



## 守口市パブリックコメント要綱 運用マニュアル

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の意思形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の参画による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

守口市では、これまでも主要な計画の策定等の際に、各担当課の判断によりパブリックコメントを実施してきましたが、方法などが統一されていませんでした。

そこで、対象、意見の受付方法、提出意見の取扱いなど、パブリックコメントの手続きについて、市の共通ルールを定めることにより、重要な施策等の策定過程における公正の確保及び透明性の向上を図ることで、市民の参画機会を拡充し、開かれた市政を推進しようとするものです。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な施策に関する計画等の策定、改定又は廃止（以下「策定等」という。）の過程において、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うため、計画等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて市民等から意見等を募り、当該意見等に対する市の考え方を公表する手続をいう。

なお、パブリックコメント制度の担当は企画財政部企画課、各パブリックコメントの実施責任者は、パブリックコメントの対象となる計画等の担当課長となります。

### (対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### 【第1号関係】

「その他市政の各分野における基本的な計画、指針等」とは、総合基本計画に基づき策定される個別計画や指針等（都市計画マスタープラン、次世代育成支援行動計画等）をいいます。

### 【第2号関係】

「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、情報公開条例や行政手続条例等、市政全般についての理念や、基本方針などを定めるものをいいます。

### 【第3号関係】

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市民等に対し、具体的に義務を課したり、行為を制限するものをいい、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当します。

（参考）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例によらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないことができる。
- (1) 迅速又は緊急に計画等の策定等をする必要があるとき。
  - (2) 計画等の改定の内容が軽微なものであるとき。
  - (3) 計画等の内容について、市長に裁量の余地がないと認められるとき。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する条例の制定又は改廃の請求に基づき議会に条例を附議するとき。
  - (5) 法令等により、縦覧、意見の提出その他パブリックコメントに準じた手続を行うとき。
  - (6) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメントに準じた手続を経た報告、答申等に基づいて計画等の策定等をするとき。
  - (7) パブリックコメントを実施して策定等をした計画等に基づき、条例を制定し、改正し、又は廃止するとき。

### 【第1号関係】

「迅速又は緊急に計画等の策定等をする必要があるとき」とは、市民の生命等を守るために緊急に議会に上程する必要がある条例案など、本手続を経る時間がない場合をいいます。

### 【第2号関係】

「内容が軽微なもの」とは、法改正による条項や文言の修正など、大幅な変更や基本的な事項の改正を伴わないものをいいます。

### 【第3号関係】

「市長に裁量の余地がないと認められるとき」とは、法令や国・府の計画の規定に基づき計画等を策定するもので、方法や内容について実施機関の裁量の余地がないものをいいます。

### 【第4号関係】

直接請求により提出された条例案は、市長が修正することができないため、パブリックコメントの対象となりません。

#### (参考)

##### 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

##### 地方自治法第74条第3項

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

### 【第5号関係】

「パブリックコメントに準じた手続き」とは、①案の公表 ②市民等からの意見等の受付 ③意見等に対する実施機関の考え方の公表と計画等の案への意見等の反映の機会 が確保されているものをいいます。

都市計画決定など、法令等により縦覧や意見書提出、公聴会の開催等の手続きが定められているものは、この要綱により実施するパブリックコメントの対象とはなりません。

### 【第6号関係】

審議会等の附属機関等が、この要綱に準じた手続きを経て策定した報告や答申に基づいて市が意思決定を行う場合は、報告や答申に既に市民等の意見が反映されていることから、市が再度パブリックコメントを行う必要はありません。

### 【第7号関係】

「パブリックコメントを実施して策定等をした計画等に基づき、条例を制定し、改正し、又は廃止するとき」とは、例えば、学校規模等適正化基本方針に基づき学校設置条例を改正する場合のように、パブリックコメントを実施した計画等と同様の趣旨で条例を制定等する場合をいいます。

なお、個別の案件についてパブリックコメントを実施するか否かは、実施責任者である各計画等の担当課長が判断し、その説明責任を負います。

(計画等の案の公表等)

第4条 市長は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめその計画等の案及び次に掲げる資料を公表しなければならない。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的、背景等
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案を理解するために市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期間、提出のあった意見等の処理方法及び問合せ先を併せて公表するものとする。

### 【第1項関係】

計画等の案を公表する時期は、議会の議決を要するものについては議会上程前、議決を要しないものについては最終決裁前とします。

計画等の案を公表する際には、根拠法令、条例であれば重要な条項を分かりやすく説明した資料、計画であれば上位計画の概要、その他対象施策等を実施した場合に予想される影響や範囲を示した資料など、市民が計画等の案の内容について十分理解できるような資料を併せて公表することとします。

### 【第2項関係】

提出先及び問い合わせ先は、計画等の担当課となります。

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 市広報誌への掲載
- (3) 担当室課での閲覧又は配布
- (4) その他市長が適当と認める方法

4 市長は、計画等の案及び第1項各号に掲げる資料が相当量に及ぶときは、これらの入手方法を明らかにした上で、それらの一部を省略して公表することができる。

### 【第3項関係】

計画等の案の公表に際しては、(1)～(3)に掲げるほか、広く市民に周知でき、関心のある市民が資料を入手しやすい方法を講じることとし、具体的には、市内各施設での閲覧・配付などが考えられます。

広報誌への掲載については、案の取りまとめ時期の都合などで事前に詳しい内容を掲載することが難しい場合は、必要最低限の事項だけでも事前に掲載するようにしてください。その場合、次号で案の内容等について掲載することとします。

#### 【第4項関係】

公表する資料が相当量に及ぶ場合は、資料全体の入手方法を明示した上で、紙面に制約のある広報誌については、一部を省略して公表できるものとします。その際、担当課以外に市内各施設でも資料を配付するなど、資料全体が入手しやすいよう配慮します。

#### (意見等の提出)

第5条 市長は、市民等から意見等の提出を受けるための期間として、計画等の案を公表した日から起算して30日以上を設けなければならない。ただし、30日以上を設けることができない特別の理由があるときは、その理由を明らかにした上で、当該期間を短縮することができる。

意見等の提出期間は、国の基準に準じ、30日以上とします。

緊急を要するなどやむを得ない理由で、30日以上を確保できない時は、市民が資料を入手し、意見を提出するために必要な時間を考慮した上で、提出期間を短縮することができます。なお、その際には、短縮した理由を公表するものとします。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は宅配便
- (3) 電子メール
- (4) その他市長が適当と認める方法

意見等の提出方法については、原則文書又は電子的な記録が可能な方法とし、FAXによる提出も認めることとします。

障害者等で実施機関が定める方法による意見提出が困難であると認めた場合は、職員の聞き取りによる代書での意見提出を認めることとします。

また、手話による意見提出を求められた際には、人事主管課へ手話通訳士の派遣を依頼することとします。



- 3 市長は、意見等を提出する市民等に対し、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者名）並びに連絡先を明記するよう求めるものとする。

提出する意見に責任を持っていただくとともに、意見の内容について確認が必要な場合を想定し、意見提出の際には氏名や連絡先等の記入を求めることとします。なお、収集した個人情報は守口市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

（意見等の取扱い）

- 第6条 市長は、提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定をするものとする。

実施機関は、提出された意見等を計画等の趣旨・目的に照らし合わせて十分検討した上で、計画に反映できるものはできる限り反映するように努め、反映できないものについては、その意見等に対する市の考え方を公表することとします。

- 2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 提出された意見等の概要
  - (2) 提出された意見等に対する市長の考え方
  - (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正内容
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
  - (1) 守口市情報公開条例（平成11年守口市条例第3号）第6条各号に掲げる不開示情報に該当するもの
  - (2) 賛否の結論のみを示したもの
  - (3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの
  - (4) 前条の規定に違反して提出されたもの
- 4 第4条第3項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

## 【第2項関係】

類似の意見が複数あった場合は、集約して回答します。

## 【第3項関係】

意見等は公表を原則としますが、個人又は法人等の権利利益を害する情報等、守口市個人情報保護条例に規定する不開示情報に当たるものについては、その全部又は一部を公表しないことがあります。

パブリックコメントは賛否を問うための制度ではないので、賛否の結論のみを示した意見には回答しません。

また、無記名など、第5条に規定する提出方法に違反して提出された意見については回答義務は生じないものとします。

## 【第4項関係】

実施機関の考え方等を公表する方法は、計画等の案を公表する際の方法に準じます。意見等の提出者への個別の回答は行いません。

### (実施状況等の公表)

第7条 市長は、パブリックコメントの実施予定、実施状況等に関する情報を取りまとめ、市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

計画等の担当課長は、本要綱に基づくパブリックコメントを行うときは、あらかじめパブリックコメントの主管課長に所要事項を届け出ることとします。

パブリックコメント主管課長は、届出を受けた案件の一覧を作成し、パブリックコメントを予定している案件、実施中の案件、終了した案件について、ホームページ等で情報提供します。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントに関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱のほか、制度の実施について必要な事項は別に定めます。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

#### (適用区分)

2 この要綱は、施行の日から90日を経過した日以後に策定等を行う計画等について適用する。